

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第305号

令和4年4月5日

被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）

被害少年の保護のための活動（以下「被害少年保護活動」という。）については、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年9月1日本部訓令16号。以下「訓令」という。）及び「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の実施について（通達）」（平成31年4月18日付け熊少第219号。以下「旧通達」という。）に基づいて推進しているところ、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）並びに犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、新たに特定少年についての内容が盛り込まれた「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和4年3月31日付け警察庁丙少発第24号）及び「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」（令和4年3月31日付け警察庁丁少発第367号）が発出された。関係所属にあっては、訓令、警察庁通達に基づいて、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、被害少年の状況に応じた組織的かつ効果的な被害少年保護活動に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」及び「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。